

ガザ地区及び周辺地域における即時かつ恒久的な停戦と 人道状況の改善を求める意見書

2023年10月7日に始まったパレスチナ側の軍事組織ハマスとイスラエルの戦闘は、今日も継続し双方に多くの被害と犠牲者を生み続けている。その被害は、平和に生活することを望む多くの民間人の生命と財産を奪い、未来を担う子どもたちから明日への希望も踏みにじるという人道に背く行いを繰り返し、世界的に見ても、社会情勢の不安定、経済の低迷、他国への不信感など悪影響の波紋を広げる事態となっている。

パレスチナとイスラエルの争いの根源は深く、歴史的、宗教的、民族的な見地から、双方の主張は折り合わず、その解決は容易なことではないが、武力行使など非人道的な手法は、悲しみ憎しみの連鎖となり根本的な解決とならないことを理解すべきである。

こうした中、2023年10月27日の国際連合総会緊急特別会合において、121カ国の賛成で交戦当事者に対して「即時かつ持続的な人道的休戦」を求める決議案が採択され、さらに11月15日の国際連合安全保障理事会で、ガザ地区の子どもの人道状況を改善するために「戦闘の休止」を求める決議が賛成多数で採択された結果、11月24日から戦闘休止となったが、12月1日から再び戦闘が始まり、新たな犠牲者が増え続けている。

国際司法裁判所は、ガザ地区への集団殺害を防止するあらゆる措置を講じるよう命じ、ジェノサイド条約に盛り込まれた行為の防止と人道的支援の保障などを命じ、さらに最南部ラファへの軍事攻撃の即時停止を命じたが、履行されていない。食料、水、燃料、医薬品等の補給は絶たれ、子どもや女性をはじめとした多くの人々が飢餓や病気により命の危険にさらされている。

日本では、6月に衆参両議院において「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦を求める決議案」が可決されるなど、これまでも人道支援策を打ち出し実行されてきたがいまだ道半ばである。平和都市宣言を掲げる北杜市においても、行政、議会、そして多くの市民が「即時停戦と平和構築」を訴え、自ら出来る事を模索し活動している。国も地方自治体も、改めて多くの国民の声と認識し、問題解決に向けより一層行動して行くことが必要である。

日本は先の大戦から、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を確立した。今こそ、日本と世界、人類の平和を目指してパレスチナ・イスラエルの「即時停戦と人道的解決」のために、次の事項について世界に積極的に働きかけ平和の橋渡しとなるよう強く求める。

記

1. 即時かつ恒久的な停戦の実現
2. 国際社会と連携し国際法の遵守と国連決議の履行
3. 食料、水、燃料、医薬品等の人道的支援
4. 避難民の生活再建に向けた支援

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

北杜市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣